

令和元年度第2回流山市広告物審議会議事録

目 次

1 開催日時及び場所	1 ページ
2 出席した委員及び職員	1 ページ～ 2 ページ
3 諒問した案件	2 ページ
4 傍聴者	2 ページ
5 議事の概要	2 ページ～ 8 ページ

1 開催日時及び場所

日 時：令和2年3月24日（火）

午後2時00分から午後3時00分まで

場 所：流山市市役所 第一庁舎4階 第4委員会室

2 出席した委員及び職員

(1) 審議会委員

横内 憲久 (学識経験者)	・・・ 会長
中山 新太郎 (学識経験者)	・・・ 副会長
海老原 広幸 (広告物業を営む者)	
田中 庸子 (市民等)	
坂 仁美 (市民等)	

(2) 職員

都市計画部部長	武田 淳
都市計画部次長 兼都市計画課長	長橋 祐之
都市計画課課長補佐	駒木根 勝
都市計画課都市景観係長	桃野 崇弘
都市計画課職員	向山 浩史

3 議事案件（2件）

- (1) 特定屋内広告物の施行について
- (2) 流山おおたかの森駅自由通路の広告物について

4 傍聴者

なし

5 議事の概要

- (1) 特定屋内広告物の施行について

【概要】

令和2年4月1日付けで流山市広告物条例（平成30年流山市条例第39号。以下「条例」という。）における特定屋内広告物の規定が施行されることから、特定屋内広告物について再確認を行った。

事務局より、特定屋内広告物の規定について下記のとおり説明を行う。

・特定屋内広告物の定義

特定屋内広告物とは、条例第2条第1項第2号において定義される広告物で、「建築物の窓その他の開口部に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側から」、「常時又は一定期間継続して」、「屋外の公衆に」の3つの条件すべてに該当し表示するものが、特定屋内広告物となる。

屋外広告物等と同様に、法令に基づく表示や冠婚葬祭のため一時的に表示するものなどの適用除外となる広告物も一部あり、これらは条例第31条第3項の各号に規定される。また、窓面から2mを超える範囲に表示される広告物は、屋内向けの表示であり、屋外の公衆に向けての表示ではないと考えることから、特定屋内広告物ではないとする。

・なぜ特定屋内広告物を規制するのか

屋内に表示する広告物は、屋外広告物と効果や目的は同じである。しかし、屋内の広告物については、法律の制限を受けないため、自由に表示でき、その結果、過度に目立つ広告物の表示ができる。

屋外広告物等は、現在、条例等により、景観に配慮されたものが表示・設置されている。しかし、屋内の広告物は、景観に対する配慮が

なされないことが多く、建物の内と外でアンバランスな表示がなされる事例が多い。

そのため、良好な景観形成を図るために、屋内の広告物についても、条例で一定のルール設け、規制・誘導を図る。

・特定屋内広告物の規制について

特定屋内広告物の規制は、条例の第3章（第31条から第33条）に規定されている。具体的には、特定屋内広告物の制限、表示の届出、助言・指導・勧告及び公表が、各条文で定められている。

これらの規定は、条例の附則第1項第1号で令和2年4月1日から施行することとされている。これは、特定屋内広告物の制限等の影響を考慮し、周知を十分に行うこととしたからである。

良好な景観の形成を目的として特定屋内広告物を制限することから、屋外広告物等と統一感のある広告物となるように、「彩度」や「総表示面積」などを地域ごとに、屋外広告物等の基準に準じた内容となるよう数値等を定めている。

・特定屋内広告物の手続について

1壁面当たりの総表示面積が3m²以上の場合、届出が必要となる。

各壁面に表示される特定屋内広告物の面積の合計を総表示面積とし、壁面ごとの総表示面積が3m²以上か否かで、届出の要、不要が分かれ。根拠となる条文は、条例第32条第1項と、施行規則第22条第1項になる。

総表示面積が3m²未満の場合は、届出の手続は必要ない。しかし、適用除外とならない限り、特定屋内広告物の基準は守る必要がある。守られない場合は指導等の対象となる。

総表示面積が3m²以上の場合は、届出の提出が必要となる。この場合、条例第32条第2項の規定により、事前協議を行ってから、届出を提出することとなる。

特定屋内広告物に対する規定に違反がある場合や必要な届出の手続を行わない場合の対応について、必要な届出を行わない場合は「助言」を行い、違反等がある場合と助言をしたにもかかわらず届出を行わない場合は、「指導」を行う。助言又は指導に従わない場合、「勧告」を行う。更に、勧告を行ったにもかかわらず、それに従わない場合は、

勧告に従わない者の氏名等を「公表」することができる。当該公表は不利益処分としての性質を有するため、予め公表の対象となる者に「弁明の機会」を与え、勧告に従わないことに対する弁明があれば、それを踏まえて公表するか否かを決定する。以上。

【質疑応答】

中山副会長

特定屋内広告物は、一壁面の総表示面積が3m²以上であるか否かに関わらず、屋外広告物等の許可基準を審査する際には、対象とはならず、特定屋内広告物の届出において基準に適合しているか否かを確認するという考え方でよいか。

都市計画課

その通りである。

海老原委員

現時点では、特定屋内広告物に関する広告物事業者等からの相談はあるか。また、ガラスの外側から貼る広告物は特定屋内広告物の規制を受けないと考えてよいか。

都市計画課

現時点では、特定屋内広告物の規制の周知に訪問した事業者からの相談が数件あり、具体的にどうすればよいか等のやりとりをしている。

ガラスの外側から貼る広告物は、特定屋内広告物の規制を受けない。しかし、ガラス面の外側に貼ろうとした場合、屋外広告物等の壁面広告物として取扱うため、開口部には表示できない規定があることから、外から貼ることはできない。結果的に、ガラス面の内側から特定屋内広告物として表示することになる。

坂委員

ガラスの内側にあるカーテンやブライン、目隠しシートに色がついている場合は、特定屋内広告物となるか。また、企業のロゴマークや社名等が入らないイラストのようなものまで特定屋内広告物の制限の対象となるか。

都市計画課 長橋

文字や企業のロゴ等の広告的な要素のない単に色のついた目隠し等については、特定屋内広告物にはあたらない。色の組み合わせにより

特定の企業を連想させるいわゆるコーポレートカラーを用いる場合は、特定屋内広告物に該当する。また、営利を目的としないイラスト等については、適用除外の適用があるため、制限を受けないものと考える。

田中委員

屋外広告物等の壁面広告物が開口部に貼れないという規定は、いつからあるのか。

都市計画課

市の広告物条例では、施行の時点から規定されており、広告物条例施行前では、流山市景観計画における屋外広告物の規定が平成20年度からあるため、本市においては10年以上前から当該規制がある。

横内会長

特定屋内広告物を出してはいけないというわけでなく、醜悪なもの表示はやめましょうということは、良好な景観形成上良いことだとと思う。例えばクリスマスやハロウィンの飾りなど季節的な賑わいを演出するもの等は表示できると考えられるので良いのではないか。

ただし、規制の数値の設定は難しいところがある、運用していく中で見直し等含め考えていくことが望ましい。

(2) 流山おおたかの森駅自由通路の広告物について

【概要】

流山おおたかの森駅自由通路に市の契約に基づいて表示する広告物について、事務局より説明を行う。

・流山おおたかの森駅自由通路について

流山おおたかの森駅自由通路は、つくばエクスプレスの線路の高架下と、幕屋根がある部分からなる、屋内的な空間である。当該自由通路部分は、市の持ち物であり、市が管理をしている。

・当該自由通路内に市が表示・設置している広告物の現況

つくばエクスプレスの高架下の部分には、高架を支える柱を利用した柱巻広告が表示されている。柱巻広告が表示される柱は8本あり、広告が定期的に入れ替わり、一時的に表示がないこともある。

幕屋根の部分には、幕屋根の支柱を利用した柱巻広告と、西口の階

段の手前部分にとりつけられた手すり広告が表示・設置されている。広告物が表示される柱は合計で18本あり、高架下の柱に比べ広告物の入れ替えが少なく、周辺施設の店舗の案内板のような広告物が多く表示されている。また、手すり広告は、西口の階段付近の1箇所のみで、表示内容も入れ替わることが、ほとんどない。

高架下と幕屋根にまたがる部分には、東西南北各方面に1基づつ、計4基のデジタルサイネージが設置されている。これらのデジタルサイネージには、一般広告のほか、市からの情報発信や、バスの時刻表等の映像が表示される。

以上が、市が表示・設置する自由通路内の広告物である。

・流山おおたかの森駅自由通路の広告物について

当該自由通路の法律上の位置づけはなく、「法定外公共物」であり、誰でも自由に通れる空間である。鉄道高架や幕屋根があるため「屋内」であり、屋外広告物の法令の対象とはならないと考えるが、誰でも自由に通れるという「屋外」の空間としての性質を有し、そこに広告物を表示すれば、屋外広告物等と同様に誰の目にもふれることとなる。

そこで、一般の事業者に規制及び誘導する立場の市として、自ら表示する広告物に対して、一定のルールを定めて自主的に規制をすることで、手本となる姿勢を示すこととする。

・流山おおたかの森駅自由通路の広告物のルール

当該自由通路に市が表示する広告物に対し、「広告物の種類」、「彩度」、「表示方法」、「手続」について、ルールを設ける。

「広告物の種類」については、デジタルサイネージと柱巻広告のみとし、他の広告物は表示しないものとする。現在設置されている手すり広告は撤去する。

「彩度」については当該自由通路周辺が市条例の第3種規制地域になることから、広告物の表示面積1／2以上は、彩度を8以下とする。

「表示方法」については、特定屋内広告物を意識し、自由通路の外側に向けての表示は、極力行わないものとする。

「手続」については、上述のルールを徹底するよう、広告物を新たに表示、設置する又は表示内容の変更をする際は、市と協議し表示内容について確認したうえで、表示等を行うこととする。

以上のことから、手すり広告は撤去する。柱巻広告には、今後ケバケバシイ色使いの広告物は表示されないこととなる。

【質疑応答】

横内会長

市が設定するルールのうち「自由通路の外側に向けての表示は、極力行わない」とは、どのようなことか。

都市計画課 長橋

例えばおおたかの森駅東口のロータリーから当該自由通路を見た場合、ロータリーから視認できるような広告物が、現在表示されている。このような自由通路の内部から外部に表示される柱巻広告は、特定屋内広告物と考えられる。このことから、自由通路の外部から視認できる柱巻広告については、外側から見える範囲への表示はしないとするものである。ただし、おおたかの森駅自由通路は、開放性が高いため外側にむけて表示したものでなくとも意図せず外から見えてしまうことも考えられるため、極力行わないとした。

山中副会長

市が率先して模範を示す姿勢は良いと思う。しかしながら、当該自由通路に表示される広告物に対してのみルールを設けるということは本質的でないと感じる。今後の展開として、市の施設内や駅のラチ内等の公共性のある場所に表示する広告物のルールを作り、市内の公共空間に表示する広告物の統一を図る等の取り組みへと発展させられるとより、よいものになるのではないか。

また、市が表示する広告物であれば、地元の個人商店等が比較的安価に広告物を出せる仕組みや場所を設けても良いのではないかと思う。

坂委員

当該自由通路に表示される広告物の彩度について、屋外広告物等と同じ規定であるということは、表示の半分までは高彩度の色の使用が可能であると考えてよいか。

都市計画課

その通りである。広告物の表示面積の半分までは、高彩度の色を使用することは問題ないと考える。

田中委員

西口階段付近の手すり広告は、いつごろ撤去される予定か。

都市計画課 長橋

令和2年4月初旬を予定している。

横内会長

取り組みとしては、とても良いと感じる。ただ、初めてのことなので運用しながら適宜見直しを行いより良いものとなるように期待する。このルールの運用は、いつから行うのか。

都市計画課 桃野

令和2年4月から、市の契約が更新されるため、4月からルールを適用し、徐々に更新していく予定である。

(議事は以上)

都市計画課課長補佐 駒木根

以上をもって、令和元年第2回広告物審議会を終了する。

—以上一